

子ども基本法（令和5年4月1日施行 ※同日子ども家庭庁を設置）	高知県「子ども計画」に包含する既存計画	
日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進する。	第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画（改定版）～高知家の少子化対策総合プラン～（後期計画） （期間：令和2年度～令和6年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」 ●次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」 ●健やか親子21（第二次）に基づく「都道府県母子保健計画」 ●子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」 ●新・放課後子ども総合プランに基づく「都道府県行動計画」
○国 「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を、 子ども大綱 に一元化 ○都道府県 ◆子ども大綱を勘案して「 都道府県子ども計画 」を策定することが努力義務（子ども基本法第10条） ◆既存の各法令等に基づき作成する子ども施策に関する事項を定める計画等は、 一体のものとして作成できる ◆子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じて子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずる（子ども基本法第11条）	第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画（期間：令和2年度～令和6年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの貧困の解消に向けた子どもの貧困対策推進計画
高知県子ども計画 ・高知県少子化対策推進県民会議に「子ども計画策定部会」を設置し、令和6年5月から検討開始 ・令和7年1月10日（金）から2月10日（月）まで意見公募 ・子ども施策に関する4つの計画を包含した「高知県子ども計画」を策定（計画期間：令和7年4月1日からの5カ年）	第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画（期間：平成29年度～令和6年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等自立促進計画
	高知県子どもの環境づくり推進計画（第4期）（期間：平成30年度～令和6年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県子ども条例計画

